

地方分権の推進による都市自治の確立に関する要望

都市自治体は、住民に最も身近な基礎自治体として、「補完性の原理」の考え方に基づき、地域における包括的な役割を果たすことがこれまで以上に期待されており、自立性の高い行政主体となるためには、十分な権限と税財政基盤の確立が必要である。

よって、国は、地方分権の推進に当たり、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1．地方分権の推進について

(1) 地方分権の理念に沿って真の三位一体改革を推進し、残された地方分権改革の最大の課題である国から地方への税源移譲等を基軸とした都市税財政基盤の確立を図ること。

また、国庫補助金の廃止に際しては、同時に、法令等による事務の義務付けの廃止や基準の弾力化など、国の関与を廃止・縮小すること。

(2) 都市自治体が、自立性の高い行政主体として、福祉や教育、まちづくりなど住民に身近な事務を総合的・完結的に処理することができるよう、人口規模等に応じて、事務・事業の更なる移譲を推進するとともに、さまざまな国の関与の廃止、縮減を一層進めること。

(3) 特例市は中核市と同様に、中核市は政令指定都市と同様に、政令指定都市は都道府県と同様になるよう事務・事業の移譲を図ること。

また、中核市、特例市の指定要件を緩和すること。

2 . 市町村合併に関する支援等の充実について

(1) 市町村の自主的合併が円滑に進展するよう、的確な情報の提供や相談、助言を充実するとともに、合併市町村の計画的な振興、整備を促進するため、「市町村合併支援プラン」に基づく財政措置を継続し、合併特例債について地域の実態に応じた活用ができるようにするなど、適切な財政措置を講じること。

(2) 市町村合併に伴う電算処理システム等の統合及び整備等に要する経費について、明確な財政措置等を講じること。

3 .分権型社会の進展に伴い、行政の重要なパートナーの一つとして、地域における住民サービスを協働して担うこととなるNPO法人の社会貢献活動の活性化を図る観点から、NPO法人に対する税制の取扱いについては、NPO法人の活動実態等を踏まえ適切に対応するとともに、NPO支援税制の拡充を図ること。

以上要望する。

電子自治体の構築に関する要望

電子自治体の実現に向け、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．電子自治体の実現に向けた基盤整備やシステム構築及びその運用等について、適切な財政措置を講じるとともに、技術的支援を強化すること。

また、電子自治体の構築を推進するため、地方公共団体の業務の標準化、システムの共同開発や共同アウトソーシングなどの取組みについても、技術支援の拡充・強化を図るとともに、適切な財政措置を講じること。

- 2．地域間及び住民間に生じるさまざまな情報格差を是正するため、民間事業者も含めた情報通信基盤の整備、技術支援、人材育成等について必要な措置を講じること。特に、高齢者や障害者が利用しやすい機器の開発や導入の促進等、誰もがITの利便性を享受できる情報通信環境を整備すること。また、地上放送のデジタル化への移行に当たっては、新たなテレビ受信障害地域が発生しないよう、国において適切な対策を講じること。

- 3．国の各省のネットワークについては、可能な限りL G W A Nに集約統合するとともに、その利活用に積極的に取り組むこと。

- 4．行政手続きの電子化の推進に当たっては、その手続きに必要なとされる添付書類や押印など法令等で定める様式について、セキュリティ等安全面に十分配慮した上で、電子化に対応した改善を行うこと。

以上要望する。

住民基本台帳の閲覧制限等に関する要望

近年の高度情報ネットワーク社会の急速な進展により、住民のプライバシーに対する関心が急激に高まってきており、住民基本台帳制度における個人情報保護施策のさらなる充実を図ることが急務となってきた。

よって、国は、次の事項について適切な対応を図られたい。

- 1．個人情報保護の観点から、住民基本台帳の一部の写しの大量閲覧等について請求者の範囲の制限などを含め、適切な措置を講じること。
- 2．住民票の写し等の請求事由等を明らかにすることを要しない場合を制限することについて検討するとともに、本人による住民票の写し等の請求書の開示請求についても併せて検討すること。

なお、戸籍については、その信頼性を確保し、虚偽による届出を未然に防止するための抜本的な対策を講じること。

以上要望する。

国民保護法制の整備に関する要望

国民保護法制の実効性をより高めるため、国は、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．国は、「国民の保護に関する基本指針」を早期に定めるとともに、地方公共団体が全国的に整合性のとれた「国民の保護に関する計画」を速やかに作成できるよう、具体的な策定基準を提示すること。また、「基本指針」等の作成に当たっては、地方公共団体の意見を十分に反映させること。
- 2．地方公共団体が実施する国民の保護のための措置に係る費用については、原則として、国の負担とされているが、地方公共団体の負担とされる人件費や管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。
また、平時から必要となる 国民保護計画の策定 資機材の整備 訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。
さらに、応急の復旧についても、国の負担とすること。
- 3．武力攻撃事態等時には、関係情報等が集中する国が中心となって対処措置が行われる必要があることから、国が迅速に関係機関等へ指示等を行うとともに、関係市町村長への的確な情報提供を行うこと。

以上要望する。

防災・災害対策の充実強化等に関する要望

総合的な防災・災害対策の確立のため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 台風等による風水害及び新潟県中越地震災害対策について

(1) 被災者の避難生活に必要な物資、応急仮設住宅等の確保、道路、鉄道、ライフライン等の被災施設の早期復旧を図るとともに、高齢者等に関する医療・救護・介護体制の充実に努めること。

また、二次災害を防止するため、余震観測体制の確立、的確な情報提供、被災建築物の診断、撤去等の安全対策を講じること。

(2) 「激甚災害法」の早期適用、災害復旧事業等の早期採択により、事業を促進するとともに、地方公共団体と適切な役割分担を図りながら、災害を未然に防ぐための抜本的な対策を講じる等災害に強いまちづくりを推進すること。

また、被災市の復旧・復興対策、災害応急対策、泥土・流木等の処理、災害廃棄物処理などに必要な費用に対し、十分な財政措置を速やかに講じること。

(3) 被災者の住宅再建支援制度については、被害の実態に合った十分な対応ができるよう住宅の被害認定等に関する基準の改善を行うとともに、住宅本体の建築費、補修費を支給対象とするなど制度の拡充を図ること。

(4) 集中豪雨、地震等に係る観測・予報体制の充実強化に努めるとともに、防災情報の確実な伝達と高齢者等が安全かつ迅速に避難できる体制の整備、地方公共団体の技術者、専門家等が円滑に派遣できる体制の構築を図ること。

2 . 防災・災害対策の充実強化等について

- (1) 平成16年度までとなっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」及び「地震防災対策特別措置法」において平成17年度までとなっている財政上の特別措置の期限を延長すること。
- (2) 消防・防災施設整備及び設備整備は、地域住民の生命、身体、財産を守る上で不可欠なものであるため、ヘリポート整備、デジタル防災行政無線等防災資機材の備蓄整備等について財政措置の充実強化を図ること。
- (3) 避難施設、防災拠点施設、避難路等の耐震化対策等について
災害時に避難施設となる公共施設、防災拠点施設等に対する耐震診断、補強費用等について、十分な財政措置を講じること。
地震災害における予防対策の推進を図る観点から、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する財政措置の充実を図ること。
- (4) 災害時における地域住民の安全確保を図るため、防災訓練の実施、自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。
- (5) 災害援護資金貸付金の償還について、小額償還者、その他正当な理由が認められる者に対して償還期間の延長を認めるなど、特段の措置を講じること。

以上要望する。

北方領土の返還促進に関する要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願である。

よって、国は、一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向けた外交交渉を国際世論の喚起に努めながら一層加速化させ、引き続き最大限の努力を行うこと。

以上要望する。

外国人登録制度の改善に関する要望

外国人登録制度について、在留外国人の負担の軽減を図るため、外国人登録証明書の常時携帯義務の廃止、各種義務年齢の引上げ等、外国人登録制度の抜本的な改善措置を講じること。

以上要望する。

地籍調査事業の推進に関する要望

国土利用の高度化と地籍の明確化を目的とした地籍調査事業は、平成12年度から「第5次国土調査事業十箇年計画」に基づき実施されており、本計画において、外部への委託や簡便な調査手法などの事業促進策が導入されたところである。

しかしながら、今なお、都市自治体においては、大きな財政負担と膨大な事務処理が必要であり、計画的な地籍調査事業の推進に支障をきたしているのが現状である。

よって、国は、地籍調査事業を推進するため、必要かつ十分な財政措置を講じること。

以上要望する。

人権擁護の推進に関する要望

今日、我が国では社会情勢の変化や国際化によって、さまざまな人権問題が生じている。人権擁護の推進と啓発を図り、住民の基本的人権を護るため、国は次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害から被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
- 2．「人権の擁護に遺漏なきを期する」という人権擁護委員法の目的が達成できるよう、各市の実情を勘案し、国において人権擁護委員の配置基準の弾力化を検討すること。

また、人権擁護委員及び人権擁護委員協議会の運営・活動経費について、国において必要な予算措置を講じること。

- 3．インターネット上のプライバシー侵害や人権侵害による被害の防止、被害者救済等のため、差別的情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等について十分な措置を定めた法制度の整備を図ること。

以上要望する。

男女共同参画社会の推進に関する要望

男女共同参画社会を推進するため、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法の趣旨の周知徹底と指導の強化を図るとともに、女性の労働権を保障するための法整備など必要な施策を講じること。

また、配偶者等の暴力から被害者を保護するため、緊急一時保護施設を充実強化し、その広域連携を図るとともに、民間シェルター等への適切な財政措置を講じること。さらに、加害者の更なる暴力を防止するため、更正プログラムの制度化を図ること。

以上要望する。

安全対策等の強化・充実に関する要望

近年、我が国の犯罪発生件数は増加の一途をたどっており、住民の治安に対する不安は増大している。

このため、国は、我が国の治安を速やかに回復し、国民が真に求めている安全と安心を確保するため、「地方警察官1万人緊急増員3か年計画」及び「緊急治安対策プログラム」に基づき、警察官の増員等に取り組んでいるところであるが、安全で安心なまちづくりを一層推進するため、警察官の定数をさらに増員し、交番の増設や空き交番解消等の交番機能を強化するなど、犯罪を防止するための総合的な治安対策の強化を図ること。

また、地域住民の安全と安心を確保するため、「安全・安心まちづくり推進要綱」等に基づき取り組んでいる都市自治体と警察との連携強化等の仕組みづくりを検討すること。

以上要望する。

三位一体改革に関する要望

「三位一体改革」は、真の地方自治の確立に向けた「地方分権改革」である。

地方六団体は、政府の要請を受け「国庫補助負担金等に関する改革案」を地方六団体の共同案として取りまとめ、8月24日、政府に提出したところである。

よって、国は、次の事項を確実に実現すること。

- 1．地方の改革案を真摯に受け止め、閣議決定された「基本方針2004」に基づき、この改革案の実現に向けて、責任を持って全力で取り組み、早急に平成19年度以降の改革を含め改革の全体像を提示するとともに、各年度の予算編成や税制改革に反映すること。
- 2．「基本方針2004」を守り、地方交付税を削減することなく、地方団体の安定的な財政運営に必要な総額を確実に確保すること。
- 3．国庫補助負担金の廃止と概ね3兆円規模の確実な税源移譲を一体的に実施すること。

以上要望する。

都市税源の充実強化等に関する要望

都市の自主財源の根幹である都市税源の充実を図るため、国は、次の事項について早期実現されること。

1. 国・地方間の事務事業の配分割合と税源配分との乖離をできるだけ縮小するという観点に立ち、基幹税による本格的な税源移譲を実施し、税収が安定的で、かつ、税源の偏在性が少ない地方税体系を構築することが必要である。

そのため、当面、国税対地方税の割合 1 対 1 の実現を目指し、所得税から個人住民税への税源移譲（個人住民税の 10% の比例税率化）、消費税の 1.5% 分相当額の地方消費税への移譲など抜本的な地方税制改革を早急に進め、都市税源の充実強化を図ること。

2. 都市の基幹税目である個人住民税の充実を図るため、これまでの国民所得や地方歳出等の推移と比較すると低い水準にとどまっている個人住民税均等割りの税率を当面 3 倍程度に引き上げること。

また、所得税において定率減税を縮小・廃止する場合には、個人住民税においても同様の見直しを行うこと。

3. 固定資産税は、都市の重要な基幹税目であることを踏まえ、商業地等の現行負担水準の上限である70%を堅持し、引続きその安定的確保を図ること。

また、税負担の公平性を確保する観点から、速やかに負担水準の均衡化を図ること。

4. 税制改正により減収等が生じる場合は、今後における都市の自主的な行財政運営に支障を来たすことのないよう、適切な税・財源措置等により補てんすること。

5. 法人所得課税については、極めて重要な都市税源であることから、その充実確保を図ること。

6. 軽自動車税等定額課税については、相当長期にわたり税率が据え置かれていることから、税負担の均衡を勘案し、税率を引き上げること。

特に、原動機付自転車については、徴税効率が極めて低いことに鑑み、徴収効率及び課税事務の向上のための課税制度見直しを早急に行うこと。

7. 事業所税は、都市環境の整備及び改善のための目的税であり、まさに都市再生のための事業に充てる貴重な財源であることから、その充実強化を図ること。

8. 温暖化対策税制(いわゆる環境税制)の導入に当たっては、環境施策において都市自治体の果たしている役割及び財政負担を

十分勘案し、税収の一部を地方の財源とする等適切な措置を講ずること。

9．ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在都市におけるゴルフ場関連の財政需要もあり、貴重な財源であることから、現行制度の堅持を図ること。

10．税負担の公平と適正化を図るため、租税特別措置、非課税等特別措置の整理合理化を一層推進すること。

特に、固定資産税等の非課税措置、課税標準の特例措置については、抜本的な見直しを行うこと。

11．国有資産等所在交付金については、固定資産税の代替的性格を基本としていることから、その算定のあり方について改善を図ること。

12．公的年金等支払報告書、国税庁所管の確定申告データ、法務省所管の不動産登記データについては、提供された一覧表等を基に改めて市町村が電算入力を行うなど、多大な労力と費用を費やしていることから、個人住民税及び固定資産税の課税事務の合理化・効率化を図るため、電磁的記録媒体を利用した電子データによって行えるよう必要な措置を講じること。

13．還付加算金の利率を、市中金利の情勢に見合ったものとなるよう、見直しを行うこと。

- 14 . 特別土地保有税については、平成 15 年度から新規課税が停止されたところであるが、多額の徴収猶予が残っている現状を踏まえ、これらの早期処理が可能となるように、徴収猶予期間及び納税義務の免除要件等の見直しを行うこと。
- 15 . 地方道路整備の財源として、道路目的税である揮発油税の一部の地方譲与税化について検討すること。
- 16 . 航空機燃料譲与税については、空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が増大していることに鑑み、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。
- 17 . 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられており、地方分権改革のより一層の推進のためにも、大都市の税制のあり方について検討し、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。
また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等実態に即した税制上の特例措置を設けること。
- 18 . 政令指定都市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の道府県から政令指定都市への移管に当たっては、義務教育費国庫負担金の改革全体の議論と一体で進めるとともに、学級編制や教職員定数、教職員配置等包括的な権限移譲を前提として、所要全額について、道府県からの税源移譲により措置すること。

19. 都市税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくため、税負担の公平を確保するとともに、住民に分かりやすい簡素な制度とし、併せて納税者の事務負担の軽減等を図り、税務事務の効率化を図ること。

また、引き続き、徴税の充実強化等の観点から、国・都道府県の税務行政運営上の協力体制を充実すること。

以上要望する。

地方交付税の充実にに関する要望

地方交付税は、地方公共団体の固有財源として、地方自治の根幹をなす重要な一般財源である。現在、都市自治体においては、人件費の抑制、事務事業の抜本的見直しなど、徹底した行財政改革に懸命に取り組みつつ、増大かつ多様化する行政需要に的確に対応している。今後とも、引き続き、歳出の見直しなど、地方財政の健全化に努め、自ら税收確保等に努力すべきことは当然であるが、国においては、都市自治体の安定的な財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．平成 16 年度は、地方交付税等が 2.9 兆円も削減され、地方の予算編成は大混乱し、基金の取崩しや地方債の増発などによりようやく凌いだところである。来年度もこのような状況が続けば、多くの地方公共団体は赤字団体となり、自主・自立どころではなくなるため、地方交付税の削減は行わないこと。
- 2．所得税から個人住民税への税源移譲に伴う地方交付税法定率分の減少額については、交付税率の引上げにより確保すること。
- 3．地方財政計画については、投資から経常への需要構造の変化を的確に反映させるなど、適切な見直しを行うとともに、その作成に当たっては、地方公共団体が、計画的な財政運営を行え

るよう中期的見直しを含め、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うこと。

また、地方公共団体の意見を反映させること。

- 4．地方交付税の算定については、都市の実態に即した算定方法の見直し及び簡素化等を進めること。
- 5．地方債元利償還金の算入措置の見直しに当たっては、各事業の実情を考慮すること。
- 6．国の景気対策等に呼応して発行した赤字地方債などの償還費については、地方交付税により確実に措置をすること。

以上要望する。

国庫補助負担金に関する要望

国庫補助負担金の廃止については、地方六団体が取りまとめた「国庫補助負担金等の改革案」に沿った見直しを行い、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．国から地方への税源移譲を確実にを行うことを前提に、政府が提示する「概ね 3 兆円規模」の税源移譲に見合うものとして、「平成 17 年度及び 18 年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金」の規模は、総額で 3.2 兆円とすること。

なお、平成 16 年度に措置された所得譲与税と税源移譲予定特例交付金（総額約 6,500 億円）は、3 兆円とは別枠で実施すること。

- 2．都市自治体の自主性・自立性を高める観点から、国庫補助負担金の廃止は、地方への確実な税源移譲と同時に行い、国の歳出削減を目的とした、単なる補助率の引下げや補助対象の縮減など、地方への一方的な負担転嫁は断じてあってはならないこと。

また、複数の補助金の統合や交付金化は、国に権限と財源を残し、税源移譲にもつながらないものであり、認められないこ

と。

- 3 . 施設整備事業や公共事業に係る補助金の廃止に当たっても確実に税源移譲を行うこと。また、廃棄物処理施設、公立学校施設、社会福祉施設、公営住宅等の住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設整備については平準的な財政運営が可能となるよう、万全の措置を講じること。
- 4 . 廃止を求めている国庫補助負担金のうち、第1期改革（平成17年度及び18年度）で廃止されなかったものにおいては、補助単価、補助対象、基準数量等について、社会経済の実態に即した見直しを行い、超過負担の解消を図ること。

以上要望する。

地方債の充実・改善に関する要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1．生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
- 2．政府系資金の繰上償還については、これまでも一部措置されているが、その見直しを含めた弾力的措置を講ずるなどにより、公債費負担の軽減を図ること。

また、政府資金の借換債の発行を認めるとともに公庫資金の借換条件の緩和を図ること。

- 3．起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。また、各都市自治体の財政運営に支障が生じることのないよう退職手当債、地域再生事業債については、個々の自治体の実情に十分配慮した適切な対応を図ること。

以上要望する。

公金預金の保護に関する要望

普通預金等の流動性預金について、平成17年4月以降も決済用預金に該当するものは全額保護されることとなり、収納金を含めて一定の保護策が講じられている。

都市自治体では、指定金融機関の指定等に当たって、地域経済対策の一環として地元金融機関を選択しているという現状の下、これらの状況を踏まえながら、公金の保管等に努めている。

については、国は、公金預金を保護するため、金融機関の健全性を確保することはもとより、金融機関の経営状況の把握に不可欠な情報の開示の徹底を進めるとともに、都市自治体の置かれている現状について十分に配慮し、都市行政の執行に支障が生じることのないよう適切な措置を講じられたい。

以上要望する。

介護保険制度に関する要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

(1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。

また、制度変更に伴う財政影響については、国の責任において措置すること。

(2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。

また、国等の法定負担分は、安定的な事業運営の観点から、年度内に確実に交付すること。

なお、調整交付金の算定を暦年単位から年度単位とするなど、個々の市町村の執行実績に見合った交付とすること。

(3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。

(4) 制度の見直しに伴って生ずる介護予防、要介護認定及び電算システムの改修等経費のほか、保険料未納者対策等の事務経費について、十分な財政措置を講じること。

(5) 市町村介護保険事業計画の見直しに係る経費について、財

政措置を講じること。

2．低所得者対策等について

(1) 国が実施している低所得者対策は、保険料及び利用料の軽減策が不十分なことから、国の制度として、財政措置を含めて総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

(2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3．介護サービスの基盤整備について

(1) 高齢者保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、人材の確保・養成を含めた基盤整備について、十分な財政措置を講じること。

(2) 高齢者ができるだけ要介護状態にならないようにするために必要な介護予防や生きがい活動に係る諸施策の充実を図るとともに、介護予防拠点の整備に対する必要な財政措置を講じること。

(3) 軽度要介護者に対する自立支援や重度化の防止に向けた介護予防サービスの提供を積極的に行うことが重要であることから、介護予防サービスのあり方、同サービスに係る人材の確保・育成、事業者のサービス提供体制を含め、早急に、より適切なサービスが提供されるようにすること。

4 . 第 1 号保険料について

- (1) 第 1 号保険料については、世帯単位で比較すると所得がより少ない世帯の保険料が高くなる場合もあることなどの現状にかんがみ、不公平感が生じることのないよう、世帯概念を用いている賦課方法のあり方について更に検討すること。
- (2) 現行の第 1 号保険料の区分については、第 2 段階の対象者における収入の格差が大きく、所得の低い者にとって負担が大きいため、住民の所得状況に応じた多段階制の採用等、よりきめ細かい保険料段階区分を設定すること。
- (3) 保険料納付の利便性、徴収事務の効率化及び収納率の向上を図るため、全ての年金を特別徴収の対象とすること。

また、年度途中での資格取得や徴収額変更について、速やかに特別徴収ができるようにするなど、特別徴収事務処理の迅速化を図るとともに、被保険者が理解しやすいよう所要の措置を講じること。

5 . 要介護認定について

- (1) 要介護認定が公平・迅速に行われるよう、認定事務の更なる効率化を図ること。
- (2) 主治医意見書の作成手数料の支払にあたって、居宅・施設入所の別及び新規・継続の別により複雑な確認事務が必要となっているため、その見直しを行うこと。

また、要介護（支援）認定を 30 日以内に行えるよう、主治

医意見書の迅速な作成を促すべく必要な対策を講じること。

6．保険給付・サービス提供事業者等について

- (1) 在宅と施設の保険給付については、低所得者に配慮しつつ、施設における居住費・食費の徴収範囲の拡大や利用者負担の引上げ等、両サービスの均衡を図る方策を講じること。
- (2) 都道府県が有料老人ホーム等の特定施設やグループホームを指定するにあたり、高齢者保健福祉計画及び市町村介護保険事業計画との整合性が図られるよう、事前に保険者である市町村と協議する仕組みを確立すること。
- (3) 現時点において、都道府県におけるサービス事業者に対する指導・監督が十分に行われているとは言い難いことから、その機能強化を図るとともに、サービスの質の確保、利用者保護の重要性等にかんがみ、都道府県と同程度の調査権限を保険者にも付与し、都道府県と保険者である市町村とが連携する仕組みを確立すること。
- (4) 保険給付及びサービス提供の適正化が図られるよう、ケアマネジャーが居宅サービス事業所から独立した立場でケアプランを作成できる環境づくりなど、ケアマネジャーの中立性・公平性を更に確保するための具体的な対策を講じること。

7．被保険者及び受給者の範囲について

被保険者の範囲の拡大については、引き続き慎重に検討するとともに、障害者施策との統合については、今回の介護保険制

度の見直しにおいて絶対に行わないこと。

8 . その他

(1) 介護保険 3 施設以外の入所系サービスの利用者に対して住所地特例を適用すること。

(2) 介護保険制度の見直しにあたり、市町村と十分協議するとともに、制度変更にあたっては、速やかに情報提供を行うこと。

(3) 被保険者証の有効期限を定めないことや高額介護サービス費に係る申請手続きの自動償還払い化など、利用者の利便性や事務の効率化・簡素化を図る方策について、市町村が独自の判断で行えるようにすること。

(4) 介護保険制度の見直しや保険料・利用料等に関する広報を、国民にわかりやすい内容でこれまで以上に積極的に行うこと。

(5) 介護費用適正化緊急対策事業の充実を図ること。

(6) 養護老人ホームのあり方について所要の検討を行うこと。

(7) 利用者負担（利用料）について、介護費用控除を創設すること。

以上要望する。

国民健康保険制度等に関する要望

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．医療保険制度改革について

(1) 給付の平等、負担の公平を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するため、国を保険者とし、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化を図ること。

(2) 医療保険制度体系に関する基本方針が目指す「医療保険制度の一元化」を一本化への道筋として位置付け、その具体的方策について検討するとともに、市町村の意見を十分尊重すること。

2．当面の措置及び制度運営について

(1) 国保の財政基盤の強化を図るため、国の責任において国保関係予算の所要額を確保すること。

また、高額医療費共同事業及び保険基盤安定制度を継続・拡充するとともに、財政安定化支援事業について十分な財政措置を講じること。

(2) 療養給付費等に要する費用の国庫負担を実質 100 分の 40 とすること。

- (3) 介護保険料上乘せによる収納率の低下により、国保の運営に支障を来たしているので十分な財政措置を講じること。
 - (4) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に対する療養給付費等負担金の減額措置を廃止すること。
 - (5) 老人保健法の適用年齢の段階的な引上げに伴う負担増に対し、国庫負担割合を引き上げるなど、十分な財政措置を講じること。
 - (6) 老人保健医療に要する経費について、社会保険診療報酬支払基金及び国・都道府県からの概算交付額が、当該年度の医療費支弁額を下回ることのないよう適正な交付を行うこと。
- 3 . 被用者保険の保険者が、資格喪失者の情報を国保保険者に通知するよう制度化すること。

以上要望する。

少子化対策に関する要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の策定など、総合的な子育て支援に向けた環境整備施策について、十分な財政措置を講じること。

また、少子化に関する国民の意識を高めるため、積極的な啓発活動を行うこと。

- 2．子どもを安心して生み育てられる経済的な環境づくりを促進するため、子育て世帯に対する所得税負担の大幅な軽減措置を講じること。

- 3．保育対策について

(1) 幼稚園・保育所の制度の一元化に向けた具体案の検討にあたり、地域のニーズに応じた弾力的な対応が可能となるよう、各種基準について、地方公共団体の自由度を拡大すること。

(2) 公立保育所運営費については、税源委譲等により所要額を確保すること。また、民間保育所運営費についても、実態に見合った財政措置を講じること。

(3) 効率的かつ効果的な保育所運営ができるよう、都市自治体

の裁量の拡大に向けた規制緩和を図ること。

(4) 保育所待機児童の解消等のため、保育所施設整備について財政措置の拡充を図ること。

(5) 保育所の休止等に伴う遊休施設について、その有効利用を促進するための諸施策の充実を図ること。

(6) 休日保育や家庭支援推進保育等の特別保育事業の充実を図ること。

4. 児童扶養手当給付費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国庫負担率を堅持すること。

5. 父子家庭についても、児童扶養手当給付費の支給対象とすること。

6. 放課後児童健全育成事業について十分な財政措置を講じるとともに、児童数に応じた指導員配置基準を明らかにすること。

7. 障害児に係る放課後児童健全育成事業について、財政措置の拡充を図るとともに、受入人数等の基準の緩和を図ること。

8. 深刻化する児童虐待の防止対策として、行政機関の立入り調査権限を強化するなど法整備を行うこと。

9. 乳幼児医療費の無料化など効果的な子育て支援策を講じること。

10. 育児休業取得促進奨励金の充実を図ること。

以上要望する。

保健福祉施策に関する要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．老人保健福祉について

- (1) 市町村老人保健福祉計画の目的達成のため、十分な財政措置を講じること。
- (2) 特別養護老人ホーム、老人保健施設等の整備について財政措置の充実を図ること。
- (3) 在宅介護支援センターの機能を充実させるため、同施設の運営に対する財政措置の充実を図ること。

2．生活保護について

- (1) 生活保護費については、三位一体改革の対象とはせず、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 生活保護基準の級地区分について、地域の実態に即した改善を図る等、社会経済状況に適応した生活保護制度の抜本的な見直しを行うこと。

3．社会福祉施設及び保健衛生施設等について、地方の実態に即した整備が行われるよう財政措置の充実を図ること。

4．ホームレスに係る就労の自立支援や宿泊施設の整備など、総

合的な支援策を積極的に推進すること。

また、地方自治体の実施計画等に基づく生活保護等の各種施策について、十分な財政措置を講じること。

5．判断能力が十分でない者の権利・利益の擁護のため、成年後見制度の利用を含めた支援制度の充実を図るとともに、地域福祉権利擁護事業や市町村独自の取組みについて財政措置を講じること。

6．DV被害者の母子生活支援施設等への入所利用に係る経費について、施設所在地の都市自治体の負担に配慮するなど費用負担の適正化を図ること。

7．戦没者遺族に対する特別弔慰金受付事務等に係る事務費について、財政措置を講じること。

以上要望する。

障害者福祉施策に関する要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．障害者の自立と社会参加に向けた支援施策の充実を図るとともに、障害者福祉施設の整備等について十分な財政措置を講じること。
- 2．支援費制度について
 - (1) 身体及び知的障害者施策の更なる充実を図るため、支援費制度について十分な財政措置を講じること。
 - (2) 公平性を確保するため、支給決定に係るガイドラインを早急に示すとともに、障害者ケアマネジメントの制度化を図ること。
 - (3) 障害者の日常生活の実態を踏まえたサービス利用を促進するとともに、支援費制度に係る利用要件の緩和を図ること。
 - (4) 児童デイサービス事業について、対象年齢の範囲の拡大を図ること。
 - (5) 知的障害者地域生活援助事業における支援費基準額を実態に即して見直すこと。
 - (6) 「級地区分」を実態に即して改善すること。

- 3 . 障害者施策と介護保険の統合の検討については、慎重を期すること。
- 4 . 障害者小規模作業所について十分な財政措置を講じるとともに、補助金の交付事務を地方へ移譲すること。
- 5 . 重度身体障害者のためのグループホーム制度の充実を図ること。
- 6 . 重度身体障害者日常生活用具給付事業について十分な財政措置を講じること。
- 7 . 日本道路公団の有料道路における障害者割引制度について、福祉施設等が所有する自動車も対象とするよう、働きかけを行うこと。
- 8 . 精神障害者福祉施策について
 - (1) 精神障害者の社会復帰や自立促進を図るため、精神障害者福祉施策について十分な財政措置を講じること。
 - (2) 24 時間支援することができる精神障害者グループホーム制度を創設すること。
 - (3) 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金等について、割引制度を設けること。

以上要望する。

地域医療保健に関する要望

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．自治体病院等について

- (1) 医師の養成と地域への均衡ある配置に向け、適切な措置を講じること。
- (2) 病院運営等に係る地方交付税の算定基準について、適正化を図ること。
- (3) 政府資金及び公営企業金融公庫資金による病院事業債について、借換えの特例措置を認めるとともに、償還期間の延長や繰上償還等の条件の緩和を図ること。
- (4) 医療施設近代化施設整備事業について財政措置の充実を図ること。

2．小児医療について

- (1) 小児救急医療支援事業等について財政措置の充実を図ること。
- (2) 小児科における医療機関及び医師を確保する視点等から、診療報酬体系の適正化を図ること。
- (3) 新生児聴覚検査事業について財政措置を講じること。

3．乳幼児、重度心身障害児（者）及びひとり親家庭の医療費につ

いて、財政措置を講じること。

4 . 各種感染症対策について、広域的な体制を確立するとともに、
検疫体制の一層の強化を図る等、市民の安全確保のための万全の
措置を講じること。

以上要望する。

国民年金に関する要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．国の責任において、保険料収納率の向上及び年金加入の促進を図ること。
- 2．年金受給者の生活不安を招くことのないよう、必要な措置を講じること。
- 3．無年金の状態におかれている在日外国人高齢者等に対する救済措置を講じること。
- 4．国民年金給付事務に係る受付窓口を社会保険事務所へ一元化すること。

以上要望する。

水道事業に関する要望

安全な水道水の確保及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1 .浄水場、基幹管路等の老朽水道施設を近代化するための更新・改築について、財政措置の充実を図ること。

また、鉛製給水管更新事業についても財政措置を講じること。

2 .災害等に強い水道施設の構築を図るため、耐震性強化事業等について財政措置を講じること。

3 .市町村合併に伴い必要が生じる簡易水道統合整備事業に係る補助採択要件のうち、統合する側の人口規模要件を撤廃すること。

4 .上水道事業債について、償還期間の延長、繰上償還等の条件の緩和を図ること。

5 .新たな水質基準のもとで実施する水質検査等について、財政措置を講じること。

以上要望する。

雇用就業対策に関する要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域雇用対策の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。
- 2．ハローワークにおける相談機能等を強化し、若年者への職業意識啓発等を含めた職業訓練・研修の充実を図ること。
- 3．中小企業勤労者福祉サービスセンター事業に対する支援の充実を図ること。

以上要望する。

廃棄物対策に関する要望

廃棄物対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．廃棄物処理施設等について

(1) 廃棄物処理施設について、地方の実態に即した整備が行われるよう財政措置の拡充を図ること。

特に、焼却灰溶融化施設の整備について十分な財政措置を講じること。

また、既に着手している廃棄物処理施設整備事業については、円滑な事業が行えるよう、特別な経過的財政措置を講じること。

(2) 廃棄物焼却施設の解体撤去工事費について、跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合も含め、更なる財政措置を講じること。

また、解体撤去に伴うダイオキシン類の濃度の測定、汚染物質の除去及び拡散防止対策などダイオキシン類ばく露防止対策について、適切な財政措置を講じること。

なお、既存施設においても、同様に適切な措置を講じること。

(3) 廃棄物の適正処理とごみの減量化・資源化の視点に立って、

廃棄物処理施設及びその周辺の計画的な整備を図るため、必要な財政措置を講じること。

(4) ごみ処理広域化計画に基づく廃棄物処理施設整備について財政措置を拡充するとともに、広域化に伴う施設廃止等に対し国庫補助金の返還免除、地方債繰上償還猶予など特例措置を講じること。

(5) 循環型社会の構築に向け、リサイクル施設の整備・運営に対する財政措置を講じること。

(6) 廃棄物処理施設の必要性や安全性に関し、国民の理解が得られるよう啓発活動を行うとともに、処理基準を明確に示すこと。

2. 総合的な廃棄物政策について

(1) スプレー缶及び使用済み携帯用小型カセットボンベ容器など処理が困難な製品の回収・処理を事業者に義務付けること。

(2) 廃棄物の不法投棄に対する取締り及び罰則の更なる強化を図ること。

(3) グリーン購入の促進に向けた市民に対する普及啓発活動について、財政措置を講じること。

(4) リサイクルしやすい製品を開発・販売している事業者に対し、税制等の優遇措置を講じるなど、リサイクルしやすい製品の普及を促進すること。

また、国民に対し、環境への負担が少ない製品に関する情報提供及び購入促進の啓発活動に努めること。

- (5) プラスチックごみ等の減量化・資源化のための技術開発を推進するとともに、製造事業者等の役割を強化すること。

また、再生資源の利用を促進するため、各種規制緩和や税制上の優遇措置等を講じること。

- (6) 廃棄自転車の処理について、国、地方公共団体、事業者及び消費者それぞれの役割分担や費用負担を明確にした法整備を図ること。

- (7) 市町村が行う生ごみ処理機購入補助事業に対する財政措置を講じること。

- (8) ごみ固形燃料の製造施設及び利用施設における固形燃料貯蔵積上げについては、サイロの構造及び安全対策のレベルに応じて高さ制限を緩和すること。

- (9) 溶融スラグの早期 J I S 化を行うとともに、J I S 化後は積極的に再利用に取り組むこと。

- (10) 海岸に漂着する廃棄物のうち、特定できるものについては、当該事業者の責任とすること。

3 . 容器包装リサイクル法について

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制及び不法投棄防止策の一環として、リターナブル容器の普及拡大を図るとともに、デポジット制を導入すること。

- (2) 拡大生産者責任の観点から、製造事業者等に回収を義務付けるなど、市町村と事業者の費用負担及び役割分担について、抜本的な見直しを行うこと。
- (3) 容器包装類の素材や種類の規制など、製品規格の基準を策定すること。

また、消費者が容器包装廃棄物を分別しやすいよう、製造事業者等に設計段階から分別やリサイクルに配慮した仕様を義務付けるなど、事業者の役割を強化すること。

- (4) リサイクルを容易にするため、容器包装の識別表示の更なる普及促進を図るとともに、リユース材、マテリアル材、カスケード材、ケミカル材などの識別表示をすること。
- (5) 発電施設等一定の条件を備えたごみ焼却施設におけるプラスチック製容器包装ごみ等の処理については、容器包装リサイクル施設でのリサイクルとして早期に認定すること。
- (6) 市町村合併前に設置した容器包装リサイクル法に基づく保管施設を、合併後においても継続使用できるようにすること。

4 . 家電リサイクル法について

- (1) 家電4品目等のリサイクル費用について、製品販売時における徴収とするとともに、同費用の管理システムを確立すること。

また、家電品目の対象の拡大について、検討すること。

- (2) 製造事業者の責任を明確にし、市町村に新たな負担が生じ

ないようにするとともに、リサイクル費用の低減に寄与する施策の充実を図ること。

- (3) 不法投棄については、事業者の責任において国民への啓発を行うとともに、所有者登録制度を確立するなど、その防止対策の徹底を図ること。

また、不法投棄が生じた場合の費用については、国又は事業者において負担すること。

5 . 産業廃棄物について

- (1) 産業廃棄物の不適正処理に対応するため、自社処分行為に係る罰則を強化するとともに、小型焼却炉や保管施設等に対する規制を強化すること。
- (2) 不法投棄産業廃棄物等の早期撤去に向け、技術的支援や財政措置を講じること。
- (3) 産業廃棄物処理施設を広域的に整備するなど、国・都道府県・産業界が一体となって、産業廃棄物が適正に処理される仕組みを早急に構築すること。

以上要望する。

生活環境等の保全・整備に関する要望

快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．地球温暖化防止対策について

(1) 地球温暖化防止対策について、「京都議定書」の目標実現に向けた環境税の創設などを含めた誘導・規制措置を講じるとともに、財政措置の充実を図ること。

(2) フロン対策について、税制上の優遇措置等を拡充するなど、より一層の財政措置を講じること。

また、断熱フロンの回収を事業者等に義務付けるとともに、代替フロンの開発と特定フロンの破壊処理技術の確立を急ぐこと。

2．浄化槽設置整備事業等について

(1) 浄化槽設置整備事業について所要の財政措置を講じること。

(2) 合併処理浄化槽への設置換えに伴う単独処理浄化槽の撤去費について財政措置を講じること。

(3) 公共下水道計画区域外の大規模開発に伴い建設された汚水処理施設及び汚水管渠の改築・改良について、財政措置を講じること。

(4) 浄化槽管理者による定期検査を徹底させるため、適切な措

置を講じること。

(5) コミュニティプラント整備事業について財政措置の拡充を図ること。

3．大気汚染対策について

(1) ディーゼル車等に対する排出ガス規制及び軽油中の硫黄分低減等の燃料改善の早期実現に向け、関係業界への働きかけ等必要な対策を講じること。

(2) ディーゼル微粒子除去装置（DPF）の装着を義務付けるとともに、クリーンエネルギー自動車の積極的導入に対する税制上の優遇措置や財政措置の充実を図ること。

(3) 大気汚染の改善状況を把握するための監視体制について、一層の充実強化を図るとともに、人体影響等に関する調査研究を行い、必要な基準等の設定を行うこと。

4．ガソリンスタンド等跡地の土地所有者に土壤調査を義務付けるとともに、小規模事業者が行う土壤調査や浄化事業等について、財政措置を講じること。

5．安全で美しい沼を次世代に引き継ぐため、沼の浄化事業について財政措置を講じること。

6．地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。

以上要望する。

化学物質対策に関する要望

人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす化学物質に対処するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．ダイオキシン類対策について

(1) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、施策の着実な推進を図ること。

(2) ダイオキシン類の発生を抑制するため、環境負荷の少ない素材の利用促進を図るとともに、排出削減対策の取組みを推進すること。

(3) ダイオキシン類に関する環境調査、健康調査等について、財政措置を講じること。

2．環境ホルモンの現状及び人体・生態系への影響に関する調査研究の充実を図ること。

3．PCBの処理技術を早急に開発し、市町村が保管しているPCB使用蛍光管安定器について、効率的な集中管理ができるような具体的な処理策及び財政措置を講じること。

以上要望する。

公立学校施設の整備に関する要望

公立学校施設の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設について、校舎等新增改築事業等に係る必要な事業量を確保するとともに、地方の実態に即した整備が行われるよう財政措置の拡充を図ること。
2. 公立学校施設の耐震診断費用及び耐震補強事業としての大規模改造事業等について、所要の財政措置を講じること。
3. 適応指導教室整備について財政措置を講じること。
4. 少人数学級実施のための教室や備品の確保などについて、十分な財政措置を講じること。
5. 国有学校用地の利用について、無償譲渡又は無償貸付とするとともに、改築承諾料の徴収を廃止すること。

また、閉校後の国有学校用地の使用料について、減免措置を講じること。

6. 小規模私立幼稚園の施設改修について、財政措置の充実を図ること。

以上要望する。

義務教育施策等に関する要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 . 子どもを第一に考えた幅広い視点から教育改革を推進すること。
- 2 . 教育委員会の活性化を含めた教育行政体制の充実を図ること。
- 3 . 公立小中学校等教職員給与費について、地方の意見を尊重し、地方への負担転嫁とならないよう税源移譲等により所要額を確保すること。
- 4 . 教職員配置の充実について
 - (1) 第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に完全実施するとともに、教職員配置の更なる充実を図ること。
 - (2) 地域に応じた少人数教育の取組みに必要な教職員配置について、十分な財政措置を講じること。
 - (3) 複式学級解消のため、教職員定数の改善を図ること。
 - (4) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置の充実を図ること。
 - (5) 専任の司書教諭の配置について、定数化を図ること。
 - (6) 学校栄養職員の配置を促進すること。

5 . 生徒指導体制の充実について

- (1) 不登校対策としての適応指導教育について、専任指導員の複数配置等の充実を図ること。
- (2) 生徒指導等に配慮を要する学校等への養護教諭の複数配置を促進すること。

6 . 障害児等の教育環境の充実について

- (1) 特殊学級教員の配置を促進すること。
- (2) 障害児が在籍する学級に介助員を配置するとともに、教職員配置の充実を図ること。
- (3) LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する通級制度を確立するとともに、専門教員の養成、配置の充実を図ること。
- (4) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級への入学手続の簡素化を図ること。

7 . 就学援助及び幼稚園就園奨励のための財政措置の充実を図ること。

8 . 幼稚園・保育所の制度の一元化に向けた具体案の検討にあたり、地域のニーズに応じた弾力的な対応が可能となるよう、各種基準について、地方公共団体の自由度を拡大すること。

以上要望する。

地方文化の振興に関する要望

地方文化の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．史跡等の保存に係る施策を推進するため、財政措置の充実を図ること。
- 2．埋蔵文化財発掘調査事業に係る費用の原因者負担について、法律に基づく制度として明確化するとともに、財政措置の充実を図ること。
- 3．埋蔵文化財保管施設の建設について財政措置の充実を図ること。
- 4．公民館、公立図書館・博物館など公立社会教育施設整備について、地域の実情に応じた財政措置の充実を図ること。

また、公立美術館の海外美術品借入れ時等に生じる高額保険料負担についても、適切な財政措置を講じること。

以上要望する。

農林水産業の振興に関する要望

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 食料・農業・農村基本計画の見直しについて

(1) 食料・農業・農村基本計画の見直しに当たっては、食の安全・安心と安定供給の確保を基本に、主要先進国並みの食料自給率の確保を盛り込むとともに、食料産業の国際競争力向上による持続的発展と多様な担い手の確保など、農業の振興を図るための具体的な施策を講じること。

(2) 農業を産業として振興する産業政策と、農村地域を維持・振興する地域政策を明確に区分した政策の体系化を図り、理解しやすい、より効果的・効率的な政策体系を構築すること。

また、政策の体系化に当たっては、農業者や地域の創意工夫と主体的取り組みができる選択性を重視した政策手法とすること。

(3) 経営安定対策（品目横断的政策）の検討に当たっては、認定農業者や農業生産法人に限定することなく、経営の一元化や法人化を目指す集落営農組織を含めるとともに、部門専門的な営

農類型（野菜、果樹、畜産）等も含めること。

(4) 農産物の生産・流通・販売分野における戦略的マネジメントや産業間・産地間の連携の構築、さらには業態としての情報化への取り組みを支援する政策手法を構築すること。

(5) 国民の食の安全に対する信頼性を高めるため、生産から消費にわたる効果的なリスク管理システムと消費者に対する的確な情報提供システムを推進すること。

(6) 耕作放棄の防止、解消など農地を農地として効率的に利用する仕組みを構築するとともに、農業環境・資源保全政策を確立するための施策手法・体系を構築すること。

2．W T O 農業交渉ならびに F T A 交渉にあたっては、わが国農業の現状を踏まえ、現実的でバランスの取れた合意が得られるようにすること。

また、わが国農業の競争力強化に向け、さらなる改革を推進すること。

3．米政策の改革を図るため、大綱に基づく関連対策を着実に実施すること。

4．牛海綿状脳症（B S E）の感染ルート及び発生原因をさらに精査し、発生防止並びに安全確保を継続すること。

また、特定危険部位の処理費用について財政措置を講じること。

5．高病原性鳥インフルエンザの感染ルートをさらに精査し、発生

防止並びに安全確保を継続すること。

また、市町村が行う高病原性鳥インフルエンザ対策に係る費用について財政措置を講じること。

6．食肉、牛乳・乳製品などの畜産物の安定供給や価格安定対策を推進すること。

7．家畜排せつ物の適正処理施設整備を推進するため、地域の実情に配慮した財政措置を図ること。

8．農業の持続的発展と農業経営の健全化のため、農業後継者の育成や担い手の確保対策を充実すること。

9．生産緑地の指定を受けない農地において、長期の営農が確約され、良好な状態が継続されるものについては相続税を納税猶予すること。

2 ha 以下の農地の転用許可については、さらなる事務の迅速化、住民サービスの向上を図るため、都道府県農業会議への諮問についても不要とするよう必要な措置を講じること。

10．都市農業における市民との協同を図るため、農業体験農園制度を整備すること。

11．中山間地域における農業者の生産活動を支援し、農業・農村の多面的機能の確保を図るため、必要な税財政措置等を講じること。

12．国営土地改良事業に当たっては、地域の実情を考慮して、実施要件を弾力的に運用すること。

- 13．老朽化した農業用水施設の改修を促進するため、国営農業用水再編対策事業（地域用水機能増進型）の充実を図ること。
- 14．農業集落排水事業を推進するため、地域の実態に即した財政措置を行うこと。
- 15．森林整備保全事業計画の推進を図るため、必要な財政措置を講じること。

また、地球温暖化防止に向け、森林の持つ国土保全、水源涵養、景観形成などの多面的機能を発揮するため、その整備保全等について財政措置を講じること。
- 16．保安林の指定・解除の権限者については、弾力的運用を図ること。
- 17．W T O水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。
- 18．水産基本法に則り、水産業の経営安定対策の更なる推進を図ること。
- 19．漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。
- 20．沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

以上要望する。

地域産業の振興等に関する要望

地域産業の振興と地域経済の活性化等のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域経済対策については、更なる強化を図ること。
- 2．中小企業対策について
 - (1) 中小企業経営の安定及び地域経済の活性化を図るため、中小企業等関連施策を強力に推進すること。
 - (2) 中小企業向けの融資については、信用保証制度の充実及び円滑な資金調達の実現を図ること。
 - (3) 地域産業を活性化させるため、新事業創出や高付加価値の新産業等に対し積極的かつ総合的な支援措置を推進すること。
- 3．大規模小売店舗の出店に際しては、地方公共団体が地域の実情に即した調整を行うことができるよう大規模小売店舗立地法の改正等の措置を講じること。
- 4．商店街の活性化に対する総合的な支援措置の推進を図ること。
- 5．地域経済の自立的発展を促進するため、日本政策投資銀行による出融資機能の充実を図ること。
- 6．省エネルギー対策事業及び新エネルギー導入事業への財政措置を講じること。

さらに、太陽光発電などに対する支援措置のさらなる強化を図ること。

7．公営競技交付金制度は、事業収益に応じた負担とするよう見直すとともに、交付金の使途の再検討を図るため、関係省庁による協議機関を設置すること。

以上要望する。

公共事業用地に関する要望

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。

また、公共用地取得が2年以上にわたって行われる場合の譲渡所得の特別控除の通算適用を図ること。

- 2．公共事業用地として農地を提供した小規模農業者の代替農地取得に際し、下限面積要件の緩和を図ること。

以上要望する。

下水道の整備促進に関する要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．下水道の計画的な普及拡大並びに整備促進を図るため、地域の実態にあった財政措置等を講じること。
- 2．合流式下水道の改善及び老朽化した下水道施設について、必要な財政措置等を講じること。
- 3．下水道事業債については、政府資金等良質な資金を確保するとともに、償還期限の延長、起債対象範囲の拡大及び借換え条件の緩和など一層の改善を図ること。

また、元利償還金の地方交付税への算入率を引き上げること。

なお、事業債の元利償還金に対する一般会計繰入金にかかる消費税については、借入れ当時の税率を適用すること。

- 4．下水道事業における市町村合併支援措置については、適用期限を合併後5年間から10年間に延長すること。

以上要望する。

まちづくり等に関する要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．中心市街地の活性化を図るための財政措置を講じるとともに、中心市街地整備推進機関（TMO）の育成などを含め、総合的な支援策を講じること。

また、中心市街地の定住を促進するための必要な支援策を推進すること。

- 2．都市自治体が提案する構造改革特区及び地域再生構想については、積極的かつ弾力的にこれを採択すること。

- 3．都市自治体が、自主的・主体的な都市づくりを進めることができるよう、用途地域等に関する都市計画決定等、土地利用の調整や規制に関する基準について都市自治体が自ら決定することとするなど、都市計画法及び建築基準法の見直しを行うこと。

また、都市自治体が、条例により地域の実態を踏まえた都市づくりを進めやすくするため、関係法令において条例で定めることができる範囲を大幅に拡大するなどの措置を講じること。

- 4．土地区画整理事業等の市街地整備については、財政措置や税制上の優遇措置の拡充を図ること。

また、換地処分後においても、財政措置が講ぜられるよう制度の拡充を図ること。

組合土地区画整理事業に対しては、財政措置を講ずるとともに、無利子貸付金制度の弾力的な運用が図れるよう、制度の拡充を図ること。

5．街路事業に対する制度の拡充及び必要な財政措置を講じること。

6．全国の都市再生の実現に向けて、プロジェクト推進に必要な支援措置を講じること。

また、総合的なまちづくりに対する助成制度の拡充を図ること。

7．開発インターチェンジの建設を行った第三セクター対し、総合的な支援措置を講じること。

8．不発弾等処理交付金に水平磁気探査費を対象とすること。

9．国からの法定外公共物の譲渡については、申請手続きの簡素化を図るとともに、所要の財政措置を講ずること。

10．特殊法人等の改革の推進に当たっては、安易に地方に負担を転嫁することのないよう必要な施策を講じること。

また、独立行政法人都市再生機構が所有している遊休化した土地については、関係市町村のまちづくり計画の支障とならないよう対策を講じること。

以上要望する。

都市公園の整備促進等に関する要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．都市公園の整備を着実に推進するため、必要な財政措置を講じること。

また、借地による都市公園の継続を図るため、相続税の軽減措置（評価減）について貸付期間などの要件を緩和すること。

さらに、自治体条例に基づき設置している都市公園については、相続税の軽減措置を実施すること。

- 2．地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定を行うこと。
- 3．都市における緑地保全を図るため、都市緑地保全法による緑地の公有化に対し必要な財政措置を講じるとともに、都市自治体が土地買入れ等を行うに当たっては、土地所有者への税制上の優遇措置を講じること。
- 4．生産緑地法に基づく生産緑地の買取り申し出に対する特例措置を改善すること。

また、生産緑地内の市民農園については、相続税納税猶予制度の拡充を図ること。

5 . 屋上緑化事業に対する財政措置を講じること。

以上要望する。

治水事業等の推進に関する要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．河川等改修事業の着実な推進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、河川敷地内の民有地の解消の推進を図ること。

2．地域特有の自然・歴史・文化と河川の特徴が調和した交流拠点の創出など、水辺空間の整備を推進すること。

3．増額変更したダム建設費については、関係地方自治体の負担金の軽減など必要な財政措置を講じること。

4．水需要に合わせた水利使用調整など水利権の弾力的運用を促進すること。

5．急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、必要な財政措置を講じること。

また、土砂災害警戒区域における対象住民に対する支援措置を更に推進すること。

以上要望する。

道路の整備促進に関する要望

都市生活を支える基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1 .社会資本整備重点計画に即した道路整備を着実に推進するため、必要な財政措置を講じること。
- 2 .道路特定財源については、これを堅持し、地方への配分の増額を図ること。

さらに、地方の道路整備が遅れているため、地域の実状に応じた財政措置を講じること。

3 . 幹線道路網の整備について

- (1) 円滑な交通体系の確立を図るため、高規格幹線道路、地域高規格道路、一般国道等の整備に当たっては、採算性のみでなく地域の実状等を十分勘案するとともに、必要な財政措置を講じ、早期に完成させること。
- (2) 高速自動車国道の整備に当たっては、地方に新たな負担を求めることなく、早期に完成させること。

さらに、直轄方式の高速道路の整備に当たっては、地域の実状等を十分に勘案すること。

- (3) 有料自動車道の通行料金については、地域の実状に応じた利

用しやすい料金体系にすること。

4．安全で快適な生活環境の創造のため、交通安全対策、道路防災対策、バリアフリー施策等を促進すること。

5．大気汚染の防止や沿道の騒音の低減等を図るため、道路環境対策・渋滞対策を促進すること。

また、道路の整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

6．市街化区域内の相続税猶予農地において道路整備を行う場合、相続税猶予の特別措置を設けること。

以上要望する。

住宅施策に関する要望

良好な住宅を供給するため、住宅等の整備にあたり、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．公営住宅については、住宅整備基準や退去基準等について、地域の実状に応じた運用ができるよう見直しを図ること。
- 2．公営等住宅の建替事業及び改善事業については、必要な財政措置を講じること。
- 3．高齢者・低所得者等に対する住宅の供給については、更なる支援措置を講じること。

また、民間事業者が、高齢者円滑入居賃貸住宅を建設した場合の建設改良費等への更なる支援措置を講じること。

- 4．公営住宅建設事業債の元利償還金については、地方交付税への算入措置を図るなどの財政措置を講じること。
- 5．住宅新築資金等貸付事業については、貸付金の償還完了まで必要な財政措置を講じること。
- 6．雪寒地帯における克雪住宅の更なる普及促進に必要な財政措置を講じるとともに、地区要件の緩和など制度の拡充を図ること。

以上要望する。

運輸・交通施策に関する要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1．高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

(1) 公共交通事業者等のバリアフリー化の整備促進に必要な財政措置を講じるとともに、鉄道事業者等に対する指導を強化すること。

(2) 交通バリアフリー施設整備については、必要な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた制度とすること。

2．整備新幹線について

(1) 整備新幹線の建設を促進するため、建設費関係予算を確保し、その早期完成を目指すとともに、未着工区間については、所要の進捗を進め、早期の着工及び事業化を推進すること。

(2) 建設に伴う地域の負担については、適切な措置を講じるとともに、財政措置について特段の配慮を図ること。

(3) 基本計画線については、整備計画線に格上げし、その整備を促進すること。

3．軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の早期実用化を推進す

ること。

4．鉄道の整備促進について

(1) 主要幹線鉄道、都市鉄道及び地方鉄道等の高速化、複線化、路線延長及び鉄道新線建設等の整備促進に必要な財政措置を講じること。

(2) 鉄道整備を含む一体型土地区画整理事業については、総合的な支援措置を講じること。

5．空港の整備促進については、必要な財政措置を講じること。

また、地域拠点空港の運用体制の拡充及び空港周辺の総合的な開発整備等を積極的に推進すること。

6．交通需要マネジメント（TDM）施策及び高度道路交通システム（ITS）施策を推進するとともに、新しい交通システムの導入など都市内交通基盤の整備促進に対し、制度の拡充及び財政支援を図ること。

また、踏切道整備を促進するため、地域の実情に応じた制度にするとともに、所要の財政措置を講じること。

7．自動車及び自転車対策について

(1) 鉄道事業者等の自転車駐車場の設置について、関連法の改正を含め実効ある施策を推進するとともに、施設整備に係る必要な財政措置を講じること。

(2) 自動車の不法投棄対策を徹底するとともに、路上放棄車処理

協力会による費用協力について、対象範囲の拡充等を図ること。

(3) 離島地域の特殊要因を考慮し、違法放置車両の撤去・処分等

にかかる費用については、必要な措置を早急に講じること。

8．不審船、不法操業等については、更なる海上保安対策を推進するため、高速高機能巡視船等の整備・促進を図ること。

9．水上バイクについては、更なる安全対策を推進すること。

10．都市自治体等が実施している外国人観光客誘致のための活動に対し、十分な支援及び必要な財政措置を講じること。

以上要望する。

生活交通維持対策に関する要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持する地方バス路線及び地方鉄道路線について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．地域住民の生活に密着した地方バス路線の維持を図るため、地方バス路線維持費については、地域の実態にあった財政措置を講じること。
- 2．地方自治体等が公共交通空白地帯において生活交通確保のため運行しているバス路線については、支援制度の拡充及び必要な財政措置を講じること。
- 3．生活交通の確保及び地域交通ネットワークに必要不可欠な地方鉄道については、抜本的な政策の見直しを図るとともに、所要の財政措置を講じること。

以上要望する。

港湾・海岸に関する要望

産業活動・生活を支える基幹的な社会資本である港湾等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- 1．港湾整備及び海岸事業等の整備促進を図るため、必要な財政措置を講じること。
- 2．国際競争力の強化や地域経済の再生を支援するため、国際港湾の機能強化、多目的国際ターミナル等の総合的な物流基盤施設整備の推進、航路機能の維持強化を図ること。

また、複合一貫輸送等に対応した内貿ターミナルの整備等を促進し、環境負荷の少ないモーダルシフト化を推進すること。

- 3．循環型社会の実現を図るため、リサイクルポートなど港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築のための基盤整備を推進すること。
- 4．観光の振興や個性を活かした地域の発展に資するため、「みなとまちづくり」等の施策の推進を図ること。
- 5．港湾・海岸におけるハード・ソフト一体となった大規模地震対策、津波対策等総合的な防災対策を推進すること。
- 6．自然と共生した社会の構築を図るため、自然共生型の事業を推

進するとともに、閉鎖性水域の水質の改善対策を推進すること。

7．既存港湾施設の有効活用を図るため、維持修繕等に係る必要な財政措置を講じること。

また、既存ストックの有効活用のための官民一体の取り組みを推進すること。

以上要望する。